

行政手続等における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律案 (マイナンバー法案)への対応について

1. マイナンバー法案でできるようになること(社会保険分野)

(1) 行政事務の効率化

- 社会保険分野の事務実施主体が、サービス利用者からの添付書類によらずとも、所得情報や様々な現金給付の受給状況等を把握できるようになり、給付間の併給調整等を的確・効率的に行うことができる。
- 手続の簡素化・利用者の負担軽減
- 社会保険サービスの利用者からすれば、サービスの申請等にあたって、所得証明書等の書類の提出が不要になる。

(3) 具体例

- 傷病手当金の支給申請者に関する障害厚生年金等の給付状況の確認ができるようになる。
- 国民年金保険料の免除申請に関する手続で、所得証明書の提出が不要となる。

2. 事務実施主体に求められる対応等

(1) マイナンバーに紐づく個人情報の保護

- マイナンバーを取り扱う事務実施主体は、マイナンバーに紐付けて管理する個人情報について、必要な保護措置をとらなければならない。また、第三者機関に対して、情報保護評価報告書を提出することが必要。
- マイナンバーに紐付いた個人情報の漏えい等について、事務実施主体だけでなく、職員等の個人に対しても罰則が課される。

(2) システム改修等

- 制度導入当初には、それぞれの事務実施主体において、管理する個人情報とマイナンバーを結びつける作業が必要となる(初期突合)。その際、住基ネットから4情報とマイナンバーの提供を受けることとなり、住基法に定める手数料がかかることになる。
- 新たに開発する「情報提供ネットワークシステム」に接続するためのシステム改修等の対応が必要となる。

3. スケジュール

- 昨年12月に示された「社会保障・税番号制度の導入に向けたロードマップ」では、
 - ・ 27年1月以降順次マイナンバーの利用開始
 - ・ 28年1月より情報連携基盤・マイポータルについて国の機関間の連携から開始
 - ・ 28年7月を目途に地方公共団体との連携についても開始とされている。

社会保障分野については、

- ・ 27年1月から、年金の相談・照会などマイナンバーが様々な手続きに使えることを目指すとともに、今後の情報連携基盤やマイポータルの設計にもよるが、
- ・ 年金と労働保険間の連携など、国の機関間で情報連携を行う事務については、28年1月から、
- ・ 医療保険や介護保険、福祉分野など、国と地方自治体との間や地方自治体の間などで情報連携を行う事務については、関係機関も多岐にわたるため、28年7月から、
の導入を目指し、準備を進めていきたい。

4. 社会保障分野での情報化・情報連携の推進

- 番号制度の円滑な施行に資するとともに、社会保障分野での情報化・情報連携を一層推進する観点から、情報連携に求められる技術的要件の明確化、技術開発等や制度面の検討を着実に進める。
(平成23年度事業)
 - ・ 医療情報インタフェースの標準化、通信・認証・認可等の要件定義、仮想環境、携帯電話端末の活用等 …… 3.4億円
 - (平成24年度事業)(予定)
 - ・ 様々な社会保障分野で情報連携するためのデータの標準化に関する設計や技術開発等 …… 3.3億円

5. 医療等個別法の必要性

- 個人の生命・身体・健康等に関わる情報が含まれる医療等の分野については、番号法とは別にその機微性に配慮した特別法を検討し、平成25年の通常国会に提出する。

マイナンバー法案における主な利用範囲

社会保障、税、防災分野等の事務で利用

⇒年金の資格取得・確認、給付を受ける際に利用。

- 国民年金法、厚生年金保険法による年金である給付の支給に関する事務
- 国家公務員共済組合法、地方公務員等共済組合法、私立学校教職員共済法による年金である給付の支給に関する事務
- 確定給付企業年金法、確定拠出年金法による給付の支給に関する事務
- 独立行政法人農業者年金基金法による農業者年金事業の給付に関する事務

⇒雇用保険等の資格取得・確認、給付を受ける際に利用。ハローワーク等の事務等に利用。

- 雇用保険法による失業等給付の支給、雇用安定事業、能力開発事業の実施に関する事務
- 労働者災害補償保険法による保険給付の支給、社会復帰促進等事業の実施に関する事務

⇒医療保険等の保険料徴収等の医療保険者における手続、福祉分野の給付、生活保護の実施等
低所得者対策の事務等に利用。

- 児童扶養手当法による児童扶養手当の支給に関する事務
- 母子及び寡婦福祉法による資金の貸付け、母子家庭自立支援給付金の支給に関する事務
- 障害者自立支援法による自立支援給付の支給に関する事務
- 特別児童扶養手当法による特別児童扶養手当等の支給に関する事務
- 生活保護法による保護の決定、実施に関する事務
- 介護保険法による保険給付の支給、保険料の徴収に関する事務
- 健康保険法、船員保険法、国民健康保険法、高齢者の医療の確保に関する法律による保険給付の支給、保険料の徴収に関する事務
- 日本学生支援機構法による学資の貸与に関する事務
- 公営住宅法による公営住宅、改良住宅の管理に関する事務

⇒国民が税務当局に提出する確定申告書、届出書、調書等に記載。当局の内部事務等に利用。

⇒被災者生活再建支援金の支給に関する事務その他地方公共団体の条例で定める事務等に利用。

年金分野

労働分野

福祉・医療・その他分野

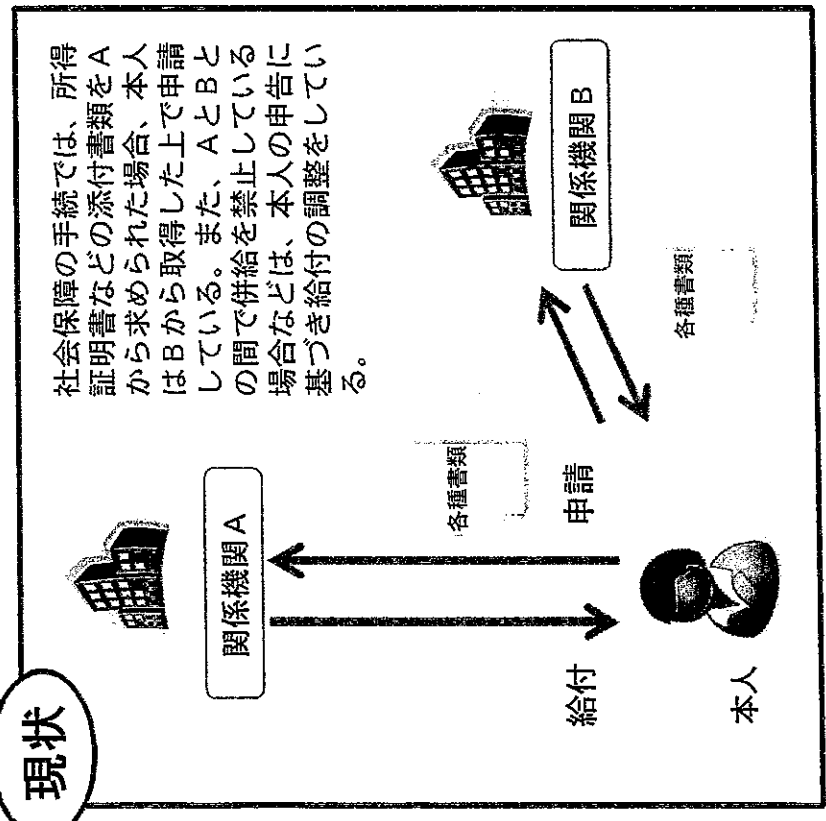
社会保障分野

税分野

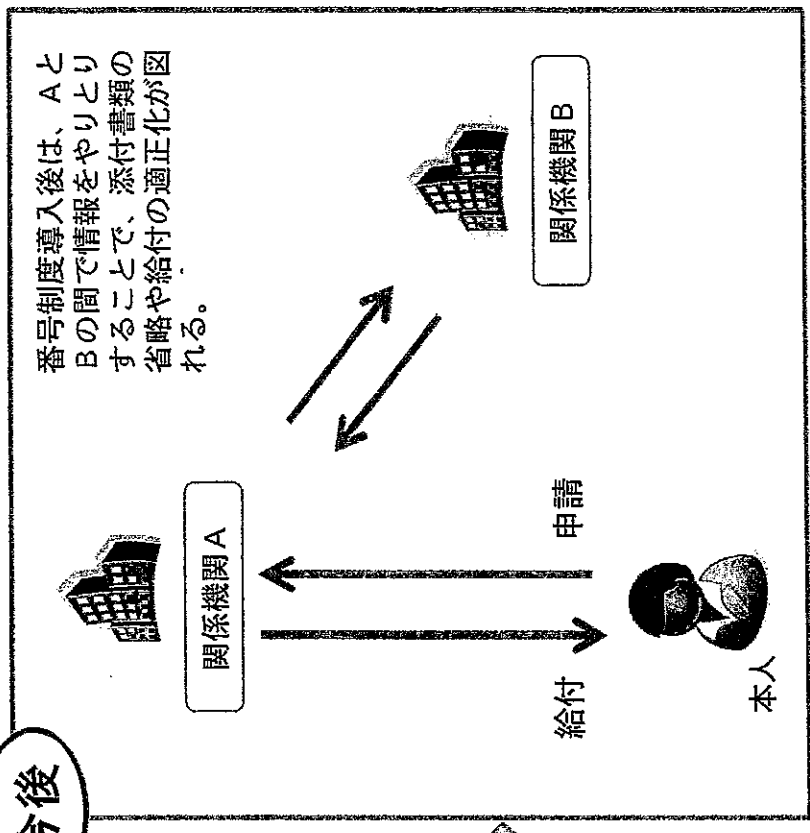
防災分野

社会保障分野においてできるようになること

現状



今後



① 所得証明書等の添付省略

→ 国民年金保険料の免除、児童扶養手当の支給、高額療養費の決定 等

② 住民票の添付省略

→ 未支給年金の請求、児童扶養手当の支給申請、雇用保険における未支給の失業等給付の申請 等

③ 異なる制度間における給付調整の確実性の向上

→ 傷病手当金の支給申請者に関する障害厚生年金等の給付状況の確認 等

法人番号付番等のためのシステム調達の概要

1 法人番号付番等のためのシステムの概要

(1) 法人番号付番等システム（新規システム開発）

- ① 法人番号の生成・指定機能： 登記法人について法務省から提供される会社法人等番号から法人番号を生成・指定、登記法人以外の法人等について独自に法人番号を生成・指定
- ② 通知機能： 法人番号を法人等へ通知
- ③ 公表機能： 法人等の商号又は名称、本店又は主たる事務所の所在地、法人番号（基本3情報）をホームページで公表
- ④ 検索機能： ホームページで公表した基本3情報で検索
- ⑤ その他の機能： 行政機関の長等からの求めに対して基本3情報を提供、法務省、KSKシステム・e-Tax等の複数のシステムと接続

【法人番号を付番する対象】

- ① 国の機関
- ② 地方公共団体
- ③ 会社法その他の法令の規定により設立の登記をした法人
- ④ ①～③以外の法人又は人格のない社団等で、税法上、給与等の支払をする事務所の開設等の届出書、内国普通法人等の設立の届出書、外国普通法人となった旨の届出書、収益事業開始の届出書を提出することとされているものなど、一定の要件に該当するもの
- ⑤ ①～④以外の法人又は人格のない社団等であって、政令で定める一定の要件に該当するもので、国税庁長官に届け出たもの

(2) 国税総合管理(KSK)システム、e-Tax（既存システム改修）

- ① 番号付申告書等の受付機能： 番号付き申告書、法定調書等の受付（e-Tax）
- ② 番号の読取機能： 番号付き申告書、法定調書等の読み取り（KSK）
- ③ 名寄せ・突合機能： 番号を用いて法定調書を名寄せし、申告書情報との突合（KSK）
- ④ マイ・ポータル対応機能： マイ・ポータルへの税に関する情報提供のための改修（KSK）

2 調達方法

- (1) 総合評価落札方式による一般競争入札
- (2) システム開発(アプリケーション)は、要件定義からテストを一括して調達
- (3) 機器については、システム開発(アプリケーション)とは別の調達
(※) 機器については、借入を予定

(4) 外部専門家の活用

システム全体を適切に管理し、システムの効率性の確保及び調達手続における透明性の向上を図るため、調達支援及び工程管理支援(品質検証を含む。)のため外部専門家を調達する。

マイナンバー付番等システム調達の概要

1 マイナンバー付番等システムの概要

(1) マイナンバー生成システム(新規システム開発)

- 市町村長が住民票に住民票コードを記載する際に、地方公共団体情報システム機構(以下「機構」という。)が当該住民票コードをもとに全国で重複のないマイナンバーを生成し、市町村長に当該マイナンバーを通知するシステムを新規開発

(2) 住民基本台帳ネットワークシステム(既存システム改造)

- 住民基本台帳ネットワークシステムにより国の行政機関等に提供している本人確認情報に、マイナンバーを追加

(3) 公的個人認証サービス(新規システム開発)

- マイポータルに安全にログインすることができる利用者証明用電子証明書発行等システムを新規開発

(4) 個人番号カード委託システム(新規システム開発)

- 個人番号カード発行用のデータ作成システムを新規開発(個人番号カードの発行は民間事業者への委託を前提)

2 調達方法

- (1) 総務省が機構(平成25年4月の設立までは財団法人地方自治情報センター)に委託し、機構が総合評価落札方式による一般競争入札を行う。

(2) アプリケーションの設計と開発・テストを一括して調達する。

※ 設計においては、各システムの連携を含めた全体的なセキュリティ設計も併せて行う。

- (3) 機器については、アプリケーションの設計等とは別の調達とする。

- (4) セキュリティ面やユーザビリティ面に係る重要な要件について、システム開発事業者自身が実施するテストとは別に、

マイナンバー付番等システム 調達スケジュール案

項目	平成24年度(2012年度)				平成25年度(2013年度)				平成26年度(2014年度)				平成27年度(2015年度)			
	1Q	2Q	3Q	4Q	1Q	2Q	3Q	4Q	1Q	2Q	3Q	4Q	1Q	2Q	3Q	4Q
主要マイルストーン	▲ 法案成立				▲ 地方公共団体情報システム機構設立				▲ マイナンバー生成開始(準備行為) ▲ マイナンバー付番 ▲ マイナンバー通知開始				▲ マイナンバー利用開始 ▲ 個人番号カード交付開始 ▲ 電子証明書発行開始			
アプリケーション開発 ・マイナンバー生成システム ・住民基本台帳ネットワークシステム ・公的個人認証サービス ・個人番号カード委託システム	意見 招請 調達				設計				開発 単体テスト				結合テスト 総合テスト			
機器調達	調達				構築テスト				本番運用準備 運用テスト							
カード発行処理の請負(民間を想定)	調達				個人番号カード発行準備(受託者側作業)											
品質検証	調達				品質検証											

